

# 地域協働事業の推進

- 地域協働による「家庭」や「地域」の力の再構築に向けて -

- 1 「子育て」地域協働プロジェクト . . . . . P 1
  
- 2 地域ぐるみ安全対策事業 . . . . . P 6
  
- 3 県民交流広場事業 . . . . . P 10

平成 16 年 10 月

兵庫県県民政策部

## 地域子育てネットワーク事業について

### 1 趣 旨

「子育て」地域協働プロジェクトの主要事業の一つとして、各地域で、「地域子育てネットワーク事業」を展開し、子育て家庭応援運動により、地域の大人たちが子育てに積極的に関わる気運を全県で盛り上げるとともに、虐待や問題行動等のSOSのサインを見逃さずにキャッチし、関係機関が協働して、子育て家庭を支援する。

### 2 概 要

#### (1) 推進母体について

地域の実情に応じ、最も効果が期待できる推進体制を検討するため、市町単位で、市町・地域団体等と協議を行い、その結果をふまえ、地域団体等の連携組織を、推進母体として決定する。

地域団体とは、地域女性団体ネットワーク会議の構成団体、自治会、PTA、子ども会、青少年関係団体、NPO等で、地域子育てに熱い思いをもった団体とする。

推進母体では、原則として小学校区ごとの推進員を中心に、地域子育てのネットワーク化を進める。なお、ネットワークの活動範囲の広狭は、地域の実情に応じ、柔軟なものとする。

#### 推進員の決定

お世話役となる推進員への趣旨説明を行い、意欲のある人を推薦・募集等のうえ決定し、活動を依頼する。なお、推進員は、推進母体と相談のうえメンバーを集める。

#### 地域の子育てのネットワーク化の推進・ネットワーク間の調整

各地域での地域子育てネットワークの活動に対し、研修、情報提供や連絡調整等を行い、円滑な活動を支援する。

#### (2) 各地域での子育てネットワークについて

推進員とメンバーによって、地域子育てのネットワーク化を図り、次のような活動を行う。

#### 子育て家庭の応援

見守り、声かけ、子育て相談、情報提供等を通じ、子育て家庭の応援について、地域の実情等をふまえ、活動を展開する。

#### 活動内容(例)

親子に、「おはよう」「こんにちは」等と積極的な声かけや見守り

「子育て家庭応援運動ステッカー」の戸口への掲示

子育て支援手帳を活用し、こどもセンターや健康福祉事務所等の専門的な相談機関等の紹介

まちの子育てひろば、若者ゆうゆう広場、こどもの冒険ひろば等の紹介、参加・呼びかけ

地域の親子を対象にした講座等の子育て大学やイベントへの参加・呼びかけ  
各地域の子ども会活動や青少年育成活動等への参加・呼びかけ

#### SOSサインのキャッチ・適切なつなぎ

子育て家庭の親子が発するSOSのサイン(虐待・育児不安・ひきこもり・問題行動等)を受け止め、各地域を担当する民生・児童委員、市町、こどもセンター、警察署等の関係機関へ連絡する。

### 3 進捗状況

(1) 市町単位では、9月末現在で12市町で推進母体が立ち上がり、59校区でネットワークが展開されようとしている。

(2) 県民局ごとの推進母体としては、「東播磨女性団体連絡会」、「中播磨女性団体連絡協議会」及び「たじま『子育て』ネット」が立ち上がっている。

# 子育て家庭応援運動

# SOSキャッチ・支援

## 地区地域子育てネットワーク

(小学校区等ごと)

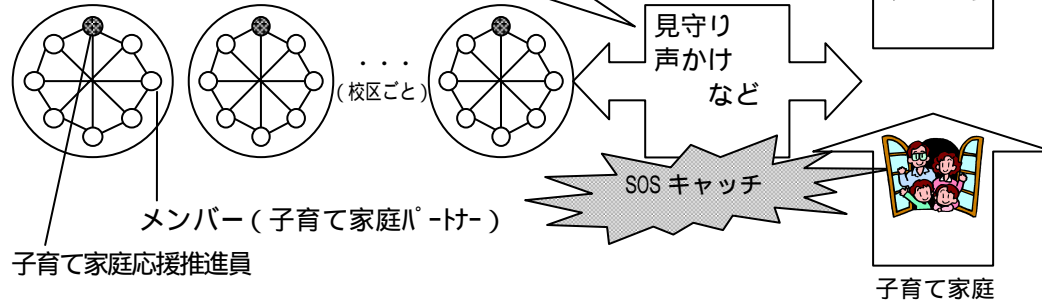
### 【活動内容】

**子育て家庭応援** [見守り、声かけ、子育て相談、情報提供等]  
**SOSキャッチ・支援**

### 【イメージ】

子育て家庭応援推進員をお世話役とし、メンバー（子育て家庭パートナー）とともに地域子育てのネットワーク化を図る。

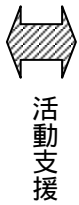
ステッカー・子育て支援手帳を活用



推進母体  
(市町ごと)

地域女性団体  
青少年連絡協議会  
青少年関係団体  
自治会、PTA、子ども会等  
NPO等  
NPO等  
NPO等

県民局



活動支援

市町



ネットワークづくり

こどもセンター  
児童家庭支援センター  
市町青少年補導センター  
警察

健康福祉事務所  
市福祉事務所・保健センター

等

地域子育てネットワーク事業における進捗状況  
(市町ごとの状況)

(9月末時点)

No.	県民局名	市町名	校区数	推進母体の状況		
				名称	推進母体の構成等	その他の状況
1	阪神南	芦屋市	9	芦屋市子育て応援団	民生児童委員協議会、コミュニティスクール、PTA、子ども会、自治会、防犯協会、日本ボーイスカウト、愛護委員会、浜町メンズクラブ、子育てセンターが連携	発足：7月23日 コミュニティスクール単位の9ブロック(子育て家庭応援推進員9名)において活動を展開する。 子育て家庭応援推進員を「隊長」と呼び、民生委員・児童委員が務める。子育て家庭パートナーは各構成団体のメンバーとする。
2	東播磨	高砂市	10	高砂市地域子育てネットワーク	連合婦人会、消費者協会、交通安全協会婦人部、いずみ会、民生委員児童委員協議会、更生保護婦人会、老人クラブ連合会、婦人共励会、商工会議所女性部、JA兵庫南女性会高砂ブロック、高砂漁業協同組合婦人部、伊保漁業協同組合婦人部、家庭バレーボール協会の13団体	発足：7月9日 現在、校区(10校区)ごとに会議を行い、推進員を設置(1校区複数名)予定。
3		稲美町	5	稲美町子育て支援女性ネットワーク	連合婦人会、JA兵庫南女性会、いずみ会、消費者協会、商工会女性部、婦人共励会、婦人消防隊、PTA、交通安全協会婦人部、老人クラブ婦人部、民生主任児童委員	発足：8月31日 校区ごとに構成団体の代表者を選び、推進員として設置。(1校区8～12名)
4		播磨町	5	播磨町女性活動活性化事業推進協議会	連合婦人会、JA兵庫南女性会、いずみ会、消費者協会、商工会女性部、更生保護婦人会、婦人共励会、日赤奉仕団、交通安全連絡協議会、老人クラブ連合会女性部	発足：8月20日 校区ごとに協議会の役員を推進員として設置。(1校区1～2名)
5		社町	5	加東郡女性団体連絡協議会	連合婦人会、各町婦人会、JA女性会、各町いずみ会	発足：9月1日
6	北播磨	滝野町	2			
7	東条町	2				
8	西播磨	新宮町	4	(名称未定)	新宮町青少年健全育成協議会と、いずみ会が連携	発足予定：9月30日
9		上郡町	7	(名称未定)	上郡町青少年問題協議会と婦人会が連携予定	発足予定：9月30日
10	但馬	美方町	1	美方子育てネット21応援隊推進委員会	婦人会、民生児童委員協議会、子育てインストラクター、PTA・PTCA会員等	発足：8月12日
11	淡路	東浦町	3	東浦子育てネットワーク運動推進協議会	各区町内会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、子ども会、PTA、各町内会、各保育所・小学校・中学校、仮屋生活学校等 31団体	発足予定：9月25日
12		南淡町	6	南淡町青少年育成町民会議	地域で手をつなぐ「あいさつ」運動を活用	発足予定：9月30日

合計 合計  
12市町 59校区

「子育て」地域協働フォーラム開催前の10月末時点では、25市町(218校区)で立ち上がる見込みである。

地域子育てネットワーク事業における進捗状況

(県民局域の推進母体の状況)

(9月末時点)

No.	県民局名	市町名	校区数	推進母体の状況		
				名称	推進母体の構成等	その他の状況
1	東播磨	明石市	28	東播磨女性団体連絡会	明石市連合女性の会、加古川市連合婦人会、高砂市連合婦人会、加古郡連合婦人会、東播磨消費者団体協議会、東播磨地区JA女性会、東播磨地区婦人共励会、東播磨ブロックいずみ会、東播磨地区生活研究グループ、東播磨地区商工会女性部連絡協議会、東播磨地区更生保護婦人会、東播地区交通安全協会婦人部連絡協議会、播磨地区漁協婦人部連合会	
		加古川市	28			
		高砂市	10			
		稲美町	5			
		播磨町	5			
		合計	76			
2	中播磨	姫路市	57	中播磨女性団体連絡協議会	更生保護、消費者団体、婦人会、赤十字、いずみ会、JA、共励会、商工会、交通安全協会、生活研究グループ 10団体	発足：7月9日 推進員委嘱式：11月1日(予定)
		家島町	2			
		夢前町	7			
		神崎町	4			
		市川町	5			
		福崎町	4			
		香寺町	3			
		大河内町	5			
合計	87					
3	但馬	豊岡市	11	たじま「子育て」ネット	但馬青少年本部、但馬女性団体連絡協議会、こころ豊かな人づくり500人委員会但馬OB会	発足：7月8日
		養父市	15			
		城崎町	1			
		竹野町	3			
		香住町	7			
		日高町	7			
		出石町	5			
		但東町	3			
		村岡町	3			
		浜坂町	4			
		美方町	1			
		温泉町	6			
		生野町	3			
		和田山町	5			
山東町	3					
朝来町	2					
合計	79					

「子育て」地域協働プロジェクト施策体系表

「子育て」地域協働プロジェクト

( 新規事業 )

親子が集う場づくり

( 担当課 )

- 「若者ゆうゆう広場」事業推進 ----- 青少年課  
・家庭や学校以外で、若者が気軽に集うことができる「居場所」づくり
- 「子どもの冒険ひろば」事業推進 ----- 青少年課  
・公園や空き地等を活用した子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ場の開設
- 「まちの子育てひろば」事業推進 ----- 社会福祉課  
・子育て中の親が気軽に集い、子育ての悩みを解決できる身近な拠点づくり
- 「まちの保健室」事業推進 ----- 健康増進課  
・誰もが気軽に利用できる身近な健康づくりの支援拠点づくり
- 「地域ふれあい子育ての日」モデル事業 ----- 児童課  
・地域で子育てに参加できる日をモデル的に設置
- こどもの館移動親子わくわく体験事業 ----- 児童課  
・「まちの子育てひろば」等での学び会う機会の提供
- 「空き店舗活用支援事業」等を活用した『子育て支援』の推進 ----- 商業振興課  
・空き店舗等を活用した託児所や地域間交流事業等を設置する事業に対し支援
- 安全・安心な商店街づくり推進事業の実施 ----- 商業振興課  
・子ども連れ等が、安全で安心して、楽しい時間を過ごせる商店街づくり

子育てを担う人づくり

- 虐待をした親等への家族再生指導事業 ----- 児童課  
・親子への継続的な援助等を通じ、家族の再統合・養育機能の再生を指導
- こどもの館三世代ふれあい交流事業 ----- 児童課  
・祖父母世代とともに地域ぐるみで取り組む子育て支援体制を充実
- こどもの館体験学校事業 ----- 児童課  
・高齢者の知識・経験を活かし、三世代の親育て、子育ての機会を提供
- 仕事・家庭生活両立支援環境整備普及啓発事業 ----- 雇用就業課  
・経営者本人を対象とするトップセミナー等により、職業と家庭生活の両立支援のための雇用環境の整備
- 「子育て大学」・「父親大学」の事業推進 ----- 男女家庭課  
・地域の団体が子育て家庭を対象にしたイベントや講座「子育て大学」、団体、企業、労働組合等による父親対象講座「父親大学」の開設の推進、支援
- 子育てサポートリーダーの養成 ----- 社会教育課  
・子育てサポートリーダーのカウンセリング力を身につける研修等の開催

地域で支え合うしくみづくり

- 「地域子育てネットワーク事業」の推進 ----- 男女家庭課  
・地域の団体等が見守りや声かけ運動等を行う「子育て家庭応援運動」を展開し、そのなかで虐待等の「SOSサインのキャッチ・適切なつなぎ」を行う活動を推進
- ひょうごハート・ブリッジ運動の推進 ----- 青少年課  
・地域のおじさん・おばさんによる声かけ・見守り運動を通じ、地域による主体的な青少年育成、非行防止の気運を醸成
- 地域づくり活動サポーター設置事業 ----- 参画協働課  
・地域づくり活動の支援等のための県民の身近なアドバイザーの設置
- 「チャレンジファミリー」地域応援事業 ----- 青少年課  
・地域の人々の手で作り上げる、親子参加型の合宿方式の体験事業
- 入所児童支援ボランティアネットワーク事業 ----- 児童課  
・施設での地域交流や子育て支援の推進等を図るためのネットワークの創設
- ファミリーサポートセンター事業の実施 ----- 雇用就業課  
・育児等の援助を行いたい者と受けたい者をつなぐ相互援助のしくみづくり
- 生きがいしごとサポートセンター事業の推進 ----- 雇用就業課  
・子育てについての援助等を行う生きがいしごとへの就業とマッチングを促進

# 地域ぐるみ安全対策の推進について

## 1 趣旨

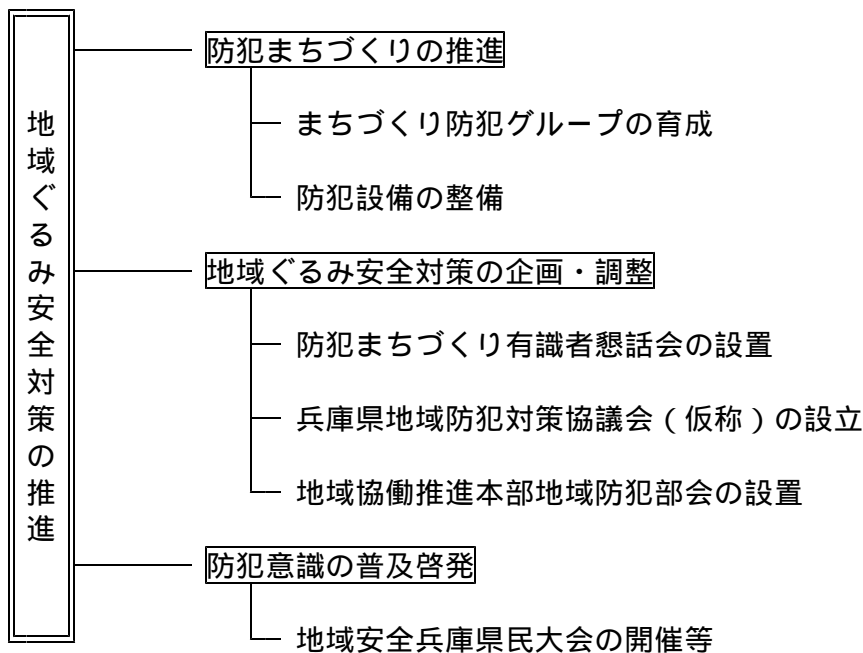
平成15年中に認知した刑法犯は約15万3千件（前年比6.9%減少）と高水準であり、また、住民に身近な犯罪である街頭犯罪や侵入犯罪が11万5千件（前年比9.2%減少）と全体の75%を占めており、本県の治安情勢は極めて厳しい状況となっている。このため、県警察とも一体となりながら、県民の安全・安心を確保するため、各市町との連携により、各種団体、住民等による地域の防犯活動への支援を推進し、県民の防犯意識の醸成及び地域住民が主体となった防犯活動の活性化等に向けた県民運動を展開する。

参考：本県の刑法犯認知件数

	平成6年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
刑法犯認知件数	69,255	94,150	129,197	164,445	153,080
指数(平成6年=100)	100	136	187	237	221
街頭・侵入犯罪の割合	74.4%	76.2%	77.0%	77.3%	75.4%

## 2 事業概要

### (1) 施策体系



### (2) 事業期間

緊急的な取り組みとして、平成16～18年度の3カ年において集中実施する（さらなる施策展開の必要性も含めた今後の推進方策については、「防犯まちづくり有識者懇話会」において検討する。）

### 3 実施内容

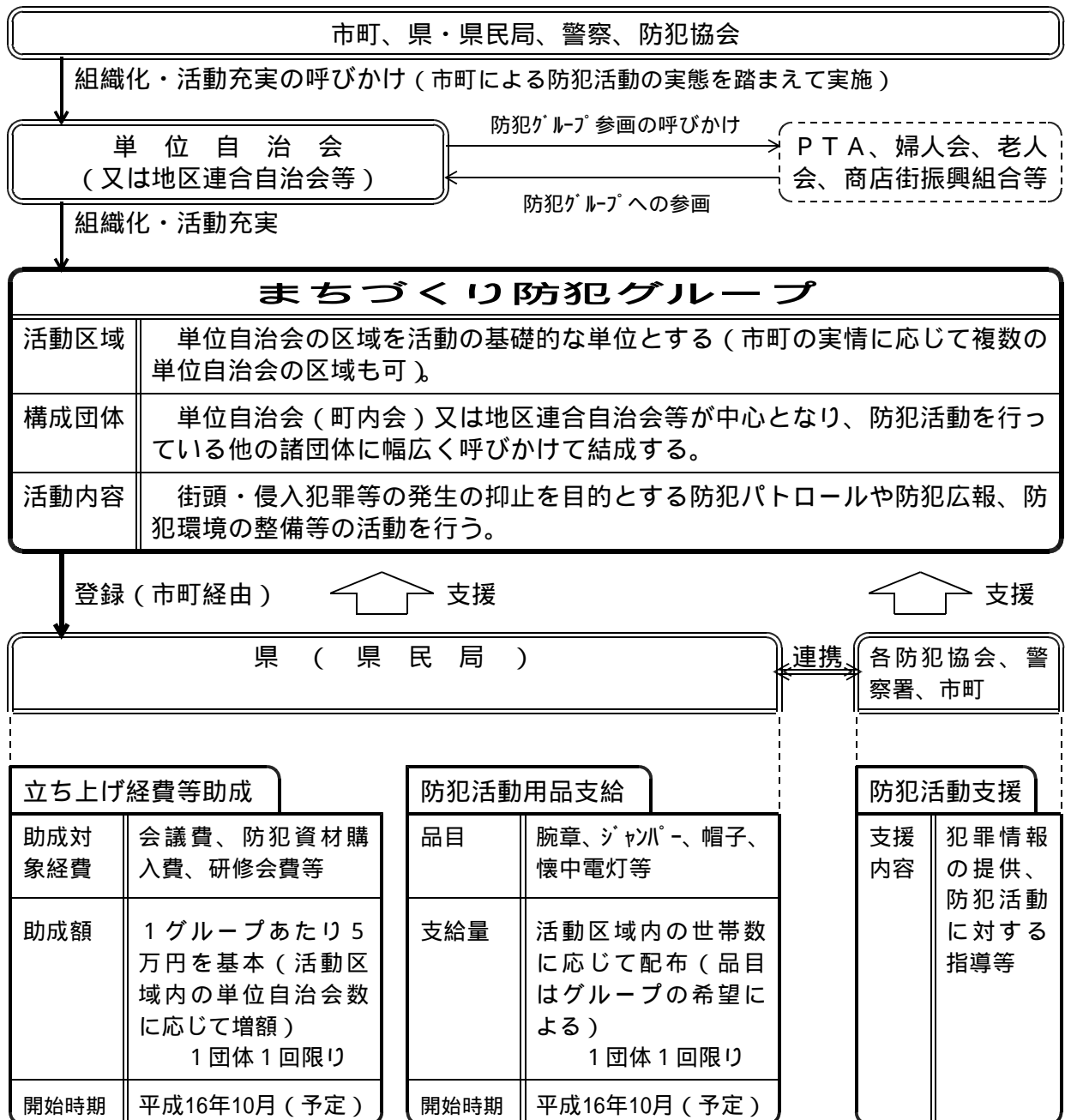
#### (1) 防犯まちづくりの推進

地域における県民の自主的な防犯活動を促すため、活動グループの組織化を支援するとともに、防犯設備の整備を通じた犯罪に強いまちづくりを推進する。

##### ア まちづくり防犯グループの育成

地域における自主防犯活動の担い手となる「まちづくり防犯グループ」の育成を進めるため、各市町等から単位自治会等に対してグループの組織化・既存組織の活動の充実・高度化を呼びかけ、各単位自治会等がPTA等の諸団体の参画を得て防犯グループを組織化する。なお、防犯グループ組織化の呼びかけに当たっては、各市町における防犯活動の実態を踏まえ、市町の意向を尊重した柔軟な形態での組織化についても可能とする。

また、新たに組織化され、又はこれまで防犯活動に取り組んできた既存のグループに対しては、組織化又は活動の充実等に要する経費を助成するとともに、防犯活動に必要な用品(腕章・ジャンパー等)の配布を行うほか、防犯活動に必要な情報の提供等を行う。



## イ 防犯設備の整備

まちづくり防犯グループの要望等に応じて防犯灯、防犯カメラの防犯設備に要する経費を市町に助成することにより、犯罪に強いまちづくりを推進する。

助成内容	
助成対象者	助成を希望する市町
助成対象経費	・ 市町が行う防犯灯・防犯カメラの設置に要する経費 ・ 自治会等が行う防犯灯・防犯カメラの設置に対する市町補助に要する経費
助成率	1/2
助成開始時期	平成16年10月（予定）

## (2) 地域ぐるみ安全対策の企画・調整

地域社会における犯罪抑止機能の向上等を図る施策を総合的に展開するため、様々な分野の有識者の意見等を踏まえた支援施策の企画・調整を行うとともに、庁内における推進体制を整備し、全庁的な取り組みを推進する。

## ア 防犯まちづくり有識者懇話会の運営

平成16～18年度に緊急的な取り組みとして実施する「まちづくり防犯グループ」の育成とその活動の展開を中心とした施策展開による犯罪抑止効果を見極めつつ、心理、青少年育成、建築等の分野において、地域防犯に造詣が深い有識者からなる懇話会を設置し、地域における防犯対策、防犯運動を進めるための方策等について、幅広く意見・提言を求める。

### (ア) 委員（計12名）

氏名	所属	専門
井上 真理子	京都女子大学現代社会学部教授	犯罪社会学
加古 房夫	兵庫県市長会会長（三木市長）	地方行政
木谷 和宏	特定非営利活動法人日本カー・イン・エッジ以西日本統括理事	地域活動(公募)
國松 孝次	兵庫県立淡路夢舞台国際会議場館長	防犯
坂本 津留代	神戸市西区井吹台東町自治連合会会長	地域活動(公募)
白川 武夫	兵庫県連合自治会会長	地域活動
瀬渡 章子	奈良女子大学生生活環境学部助教授	建築・住環境
中田 耕一郎	兵庫県町村会会長（波賀町長）	地方行政
林 春男	京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授	社会心理学
山口 徹	兵庫県青少年団体連絡協議会会長	青少年活動
山下 淳	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授	行政法
山田 康子	弁護士	弁護

### (イ) スケジュール（予定）

平成16年 8月27日（金）	第1回懇話会
9～10月	第2回、第3回懇話会
12月	第4回懇話会（提言案とりまとめ）
12～1月	提言案パブリック・コメント手続
1月以降	最終提言

### イ 兵庫県地域防犯対策協議会（仮称）の設立

地域ぐるみで犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを進めるための推進母体として、連合自治会、青少年育成団体、防犯に関連した事業主団体など、県域の民間関係団体等を中心として構成する協議会を設立し、県民の総意に基づく地域防犯活動計画の策定、構成団体の連携による啓発イベントの共同実施等の取り組みを展開する。

#### 協議会の概要（案）

構成団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域活動団体（自治会、婦人会、子ども会等の県域団体）</li><li>・ 学校・青少年関係団体</li><li>・ 報道関係団体</li><li>・ 防犯活動団体</li><li>・ 犯罪被害者救済団体</li><li>・ 事業者団体（防犯関係事業者団体、犯罪の被害者となりやすい事業者団体、犯罪が発生しやすい場の管理団体等）</li><li>・ 行政・警察</li></ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域防犯活動計画の策定（「防犯まちづくり有識者懇話会」提言の内容を反映した民間ベースの行動計画）</li><li>・ 構成団体の連携による啓発イベントの共同実施等</li></ul>
設立時期	平成16年11月（予定）

### ウ 地域協働推進本部地域防犯部会の運営

県民の自発的で自立的な地域づくり活動の一体的支援を目指す庁内推進組織として、本年5月に設置した「地域協働推進本部」の地域防犯部会において、防犯まちづくり有識者懇話会における議論・提言を踏まえた全庁的な施策展開のあり方を検討する。

## (3) 防犯意識の普及啓発

地域ぐるみの防犯対策を県民運動として推進するため、様々な手法により防犯意識の普及啓発を展開する。

### ア 防犯に関する一般的な意識啓発

犯罪の発生状況や犯罪の手口等について、ホームページ等を通じて広く県民に紹介するほか、啓発資材の配布やラジオによる啓発を実施する。

また、県下各地域において、防犯セミナーを開催するとともに、県警察及び(社)兵庫県防犯協会連合会等との共催による「地域安全兵庫県民大会」を開催し、防犯意識の普及啓発に努める（全国地域安全運動期間中（10月11日～20日）を中心に順次実施中）。

### イ 防犯活動に関する成功事例・ノウハウ等の提供

地域における防犯活動の実施による犯罪抑止の事例や具体の活動を始めるに当たってのノウハウ等を広く県民に紹介することにより、県民による主体的な防犯活動の機運醸成に努める。

## 県民交流広場事業（モデル事業）の進め方について

### < 主な協議事項 >

- 1 モデル事業の募集方法について
- 2 モデル事業実施地域の選定手順について

### < 参 考 >

#### これまでの経緯

平成16年4月	都市助役会(4/12)・各郡町村会長会議(4/28)での説明 10市町担当課との意見交換(4/22)
4月～5月	県民局ブロック別による全市町担当課との意見交換(4/30～5/26)
5月～	各県民局ごとに、管内の公的施設、施策、ニーズに関する調査 (～6月末)
6月11日	全県検討委員会(県生審に専門委員会として設置)での検討

#### 事業の概要

地域の様々な場面で培われつつある住民相互の主体的な取り組みを基盤として、県民一人ひとりが、身近な地域を舞台に、芸術・文化、子育て、消費生活、環境・緑化、防犯、まちづくりなど多彩な分野で、実践活動・交流、生涯学習、情報収集・発信等に取り組むことができるよう、概ね小学校区における活動の場の整備を通じて、幅広い活動の広がりや、新たな担い手づくりを応援することにより、参画と協働による地域コミュニティの再生・構築をめざす。

平成16年度のモデル事業では、本格実施時に地域に根ざした多彩な取り組みが展開されるよう、地域の実情や市町の意見をもとに、比較的ニーズが高いと想定される5つの基本的な整備タイプを設けることとし、タイプ別の取り組みの成果や課題等を明らかにする中で、平成17年度以降の本格実施につなげていく。

#### 〔基本フレーム〕

ア 実施箇所数	各県民局毎に概ね1地域(小学校区を想定)
イ 助成の内容	整備費 1,000万円以内
(一般財源)	活動費 必要に応じて300万円以内

# 1 モデル事業の募集方法について

地域の特性を反映し、地域の創意工夫を活かす「地域提案型」の事業とすることができるよう配意しながら、概ね次のような手順により、募集を行う。

## (1) 県民局ごとに広場整備の基本タイプを選定し、市町を通じて募集（8月下旬～）

各県民局ごとに、圏域の特性・ニーズや地域ビジョンをはじめとした地域の取組み状況等を総合的に勘案し、モデル事業にふさわしい整備の基本となるタイプを一つ選定のうえ、管内の市町（コミュニティ施策担当課）を通じて、それぞれの地域（小学校区等）からの企画・提案を募集する。

### ・各県民局圏域別のタイプ選定

広場整備の基本となるタイプは下記の5タイプとし、その選定等については、相互の調整を行ったうえ、各県民局が作成する募集・説明用パンフレットに反映する。



パンフレットのモデル：別添

#### 基本となるタイプ：

##### <生活図書と学習の広場>

生活図書館を中心にして、本の貸出し・閲覧をはじめ、子どもたちへの読み聞かせ、子育てや地域文化・歴史に関する講習などの取組みができる、学習活動や交流の拠点

##### <生活情報の広場>

パソコン等を備えた情報機器室を中心にして、IT講習やホームページでの生活情報の発信、地域資源のデータベース化や人材とのマッチングなどができ、コミュニティビジネスも展開できる、地域情報や交流の拠点

##### <パフォーマンスと活動の広場>

簡易ステージ等を備えた活動フロアを中心にして、ダンスやコーラス等の活動発表や実践グループによる各種ワークショップ、世代交流のためのスポーツ教室などの取組みができる、地域パフォーマンスや交流の拠点

##### <地域まちかどギャラリー>

展示パネル等を備えたギャラリーを中心にして、絵画・写真・工芸などの地域作品展や地場産品の新作発表、フリーマーケット、リサイクルバザーなどの取組みができる、実践活動や交流の拠点

##### <地域ふれあいキッチン・工房>

調理室や工房を中心にして、郷土料理や食の安全・安心などの研究・講習、高齢者のためのふれあい喫茶や給食サービス、ペイントや陶芸教室などの取組みができる、創作活動や交流の拠点



整備例：別添

### ・主要な地域団体等への募集

各市町においては、募集要項等を校区自治会等の主要な地域団体に配布するほか、市町ホームページや各種広報紙等を活用しながら、募集を行う。

また、県民局は、市町と協議しながら、モデル事業にふさわしい地域や団体に声をかけ、応募を検討するよう、働きかける。

## (2) 地域の団体・グループが企画・提案の内容を検討（～9月中）

モデル事業に応募しようとする地域の団体・グループは、市町担当課と密接な連携を図りながら、協働のもとに、企画・提案書を作成する。

### ・企画・提案は、当該地域に属するいずれの団体・グループからでも可能とする。

例： 地域団体（自治会、まちづくり協議会、婦人会、老人クラブ等）  
各種グループ（ の会、 塾等）等

企画・提案の検討にあたっては、地域内の他団体や、リーダー、専門家等の各種人材にも幅広く参加を呼びかけ、地域のネットワーク化を図っていくことが望ましい。

・企画・提案段階では、精密な見積りは求めず、基本的なプランでよい。

企画・提案にあたっての検討項目：  
地域コミュニティの現状と課題  
必要な場の機能  
活用する施設  
必要な備品、改修の概要・時期  
資金計画（収支の概算・主な内訳）  
整備後の活用・運営方法（継続性に向けた工夫等）  
事業実施によって期待できる効果 等

(3) 企画・提案書は、市町を通じて県民局に提出（9月末）

各市町は、地域団体・グループから出された企画・提案書（1市区町につき1箇所以内）に、推薦書を添付して各県民局に提出する。

・市町のコミュニティ施策と連携するため、市町の意見を付した推薦書の提出を求める。

推薦書の内容：  
各市町におけるコミュニティづくりの考え方との整合性  
提出されたプランの熟度  
地域での合意形成状況 等

応募の動きに関する情報収集と事前調整（様々なタイプが揃うよう、必要に応じて調整）

## 2 モデル事業実施地域の選定手順について

県民局においては、各市町から推薦のあった企画・提案をもとに、公開による提案発表会を実施し、広域推進委員会の意見を聴きながら、総合的に判断し、実施地域を選定する。

(1) 地域の実情に応じた選考のしくみづくり（8月下旬～9月）

・広域推進委員会のメンバーは、地域活動の実情を踏まえて構成

広域推進委員会の構成例：  
地域内外の学識経験者、地域団体代表者、地域ビジョン委員会役員、  
こころ豊かな地域づくり推進会議役員、NPO・中間支援組織リーダー、  
行政（市町・県民局） 等

(2) 公開による提案発表会の実施及びモデル事業実施地域の選定（10月上旬目途）

各県民局は、各市町から推薦のあった地域の団体・グループから企画・提案の内容を、公開により発表してもらう場を設け、広域推進委員会の意見を聴きながら、モデル事業にふさわしい企画・提案を、1箇所選定する。

・選定のポイント

企画・提案(プラン)の熟度  
地域での合意形成の状況  
圏域毎のモデル性  
(その他、地域性を踏まえ  
県民局で検討)

・モデル性の例

活動の場の整備のタイプ(拠点機能の充実内容)のモデル  
地域特性に応じた事業フレーム(募集・選定・助成)のモデル  
地域における合意形成過程(プロセス)のモデル  
地域団体とNPO・企業等多様な主体との協働のモデル  
管理・運営主体の形成(組織づくり)のモデル  
広場での人材養成手法(人材確保の取り組み)のモデル 等

(3) 地域における事業主体(地域推進委員会)の結成と事業の具体化(10月上旬~)

選定を受けた地域の団体・グループは、自治会、婦人会、老人クラブ、まちづくり協議会等の地域団体や、地域内のリーダー、専門家等を対象に幅広く参画を呼びかけ、地域推進委員会を結成し、プランの具体化を進める。

・地域推進委員会が、事業の実施主体に適した組織となるよう、市町や県民局が支援

地域推進委員会の主な要件：

- 当該地域の世帯・住民が自由に加入できる
- 小学校区等一定の地域を基盤とし、多数の世帯・住民で構成されている
- 当該地域住民の総意が最も反映されている
- 規約、代表者及び監査役(市町担当課等に依頼)を定めている

- 1 自治会、まちづくり協議会等、既存組織の活用が可能な場合にあっては、新たな組織化は不要とする。
- 2 将来的には財産の保全・管理等のため法人格を取得していくことが望ましい。

・公平・公正な広場運営のルールづくり

運営にあたって求める事項：

- 運営状況に関する情報を公開する(ホームページでの発信等)
- 地域の住民が自由に利用できる
- その他、公平・公正な運営のルールを地域で自主的に定める  
(使用料、会費の有無等も自主的に決定することができるが、広場での活動が継続的に展開されていくよう工夫する)

#### (4) 助成金の交付申請・交付決定（11月目途）

地域推進委員会は、あらためて具体化したプランに基づく交付申請を、市町経由で県民局に提出する。県民局は、広域推進委員会に報告するとともに、モデル事業実施地域と事業主体を決定し、地域推進委員会に対して助成金の交付決定を行う。

##### < 活動費として支出できない事項 >

特定の団体及び団体を構成する者の財産の形成又は営利を主たる目的とする事業  
宗教活動又は政治活動を目的とする事業  
地域団体の総会や役員会に要する経費、国・県・市町から継続的に行われてきた助成による事業など、これまで経常的に支出されてきた経費の肩代わり  
(地域の創意工夫により拡充する場合を除く)  
宴会など、飲食を主たる目的とした会合  
その他、県民交流広場事業(仮称)の趣旨に合わない経費

##### < 助成金の使途の例 >

整備費(身近な地域において多彩な活動の場(コミュニティ施設)を整備するための経費)  
備品等購入費 書籍、パソコン、楽器、工具、運動具、印刷機、机、椅子、ロッカーほか、多彩な分野での活動に必要な備品購入費・借上料等  
施設整備費 自治会館、集会所、余裕教室、空き店舗等の改修工事費等  
維持管理経費 空き店舗借上料、光熱水費、維持管理に必要な事務用消耗品等  
  
活動費(整備した場を拠点にした多彩な活動の展開や、担い手育成のための経費)  
事業経費 講座開催経費(講師・指導者の謝金・交通費、資料代、案内状、郵送料等)、イベント経費(照明・音響スタッフ人件費、機材借上料、チラシ作成費等)、ボランティア経費(ボランティア保険料、清掃活動用ゴミ袋等の消耗品等)  
運営経費 ホームページ作成経費(NPO等への一部委託可)、管理のための有償ボランティア(実費弁償を基本とする)、人材養成(講座への派遣経費等)、アドバイザー経費(マッチングシステムづくりなど)等

#### (5) 事業の実施(11月~)と取組経過の報告(年内目途)

地域推進委員会は、市町や県民局の支援を得ながら、地域住民の参画のもと、活動の場の整備や、整備した場を拠点とした地域づくり活動に着手する。

その後、地域推進委員会は、各県民局に対して取組経過に関する報告書を提出するとともに、各県民局においては、それぞれの地域での取組経過をとりまとめ、平成17年度以降の本格実施に向けた事業フレームを検討する。

##### 取組経過に関する報告書の主な内容:

- ・モデル事業の具体化に至る各段階で、苦労した点
- ・取り組みを通じて得られたノウハウ(地域における役割分担のあり方等)
- ・見直してほしい制度(助成のフレームや手続等)
- ・今後必要な支援の内容(ボランティア・NPOから/市町・県から)
- ・地域のコミュニティにとって良かったと考えられる事項(成果)

(参考) 推進体制

